

奨学生の募集について

このことについて、下記奨学生を募集していますので希望者は学生課学生係で申請書類を受け取り、締切日までに提出してください。
 学校に案内が来たものは、その都度掲示します。その他不明な点は学生係まで問い合わせてください。

名称		金額	月・年額	学内申請締切日	主な申し込み資格
日本学生支援機構	貸与奨学金	定期採用募集は4月初旬に行います(提出期限:4月下旬予定)。 別途掲示にて案内しますので、確認してください。			
	緊急採用 第一種 (全学年、専攻科対象)	1万円～5.1万円	月額 (貸与)	随時	過去12ヶ月以内に家計支持者(親等)が失職・破産・倒産・病気・死亡・離別、または火災・風水害等により家計急変が生じ、緊急に奨学金が必要になった者 (ただし、日本学生支援機構への推薦のための学内審査には2～3週間かかります) 緊急採用の場合、原則として貸与期間は事由の発生した年度限りとなります(継続願の提出があった場合は、翌年度末までの貸与可・年度末ごとに同様の願い出を繰り返すことにより修業年限の最終月まで貸与期間延長可)
	応急採用 第二種 (4・5年、専攻科対象)	2～12万円から 1万円単位で希望額を選択	月額 (貸与)	随時	
京都市城陽市教育委員会事務局 (奨学金返還支援制度)		1年間に返還した奨学金額の 2分の1の額 (上限86,000円/年で 最大5年間分)	年額 (毎年交付申請を 行うこと)	令和2年6月1日(月)～ 令和3年1月29日(金)	次の条件をすべて満たす方 ①現在大学等に在学し、今年度中に修業年限以内で卒業する者 ②城陽市内に5年以上定住する見込みがある者 ③就業等する見込みである者(公務員はのぞく) ④独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けている者 ※ 応募者本人が城陽市教育委員会事務局教育総務課へ直接応募(郵送可)
あしなが育英会	高校奨学生募集 (1～3年)	4.5万円 (うち、給付2万円)	月額 (貸与)	二次)2020年9月30日※	1～3年生のうち、保護者が病気、災害(道路における交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡したり、またはそれらが原因で著しい後遺障害を負った家庭の子供である者 ※ あしなが育英会のホームページを確認の上、期限までに各自提出すること
				三次)2020年12月15日※	
京都府高等学校等修学金制度		～1.8万円 (自宅通学生)	月額 (貸与)	令和2年5月15日 以降随時	次の事項に該当する者 ①保護者が京都府在住である者 (※学生が成人している場合は、学生本人が京都府在住であること) ②勉学意欲があると認められる者 ③経済的理由により修学が困難と認められる者 ④同種の資金の貸与または給付を受けていない者 ⑤2020年度新入生以外の者 ※ 奨学のための給付金受給者は減額調整あり
		～2.3万円 (自宅外通学生)			
交通連児育英会		2・3・4万より選択 (本科生)	月額 (貸与)	令和3年1月15日 まで随時	保護者等が自動車やバスの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺症のため働けず、経済的に修学が困難な学生であること。応募者が生まれる前に保護者等が後遺障害となった場合も含みます。(申込時25歳までの人) ※本会の規定する後遺障害とは、自動車損害賠償法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害、又は、身体障害者福祉法のたい1級から第4級までの障害です。
		4・5・6万より選択 (専攻科生) (うち2万円は給付)			
奈良県高等学校等奨学金 (緊急採用)		18,000円 +5,000円(自宅外加算)	月額 (貸与)	随時	学生の属する世帯の家計支持者の失職、破産、倒産、病気若しくは死亡または火災、風水害等の事由による家計急変のため、緊急に奨学金が必要になった場合は、その事由が発生した翌月から12月を超えない期間内であれば、随時、緊急採用として申請することができます。

令和2年6月 日現在

・給付型(原則、返還する必要のない奨学金)

名 称		金 額	月・年額	学内申請締切日	主な申し込み資格
日本学生支援機構	給付奨学金	本科4年生以上(専攻科を含む)を対象とし、4月初旬に募集を行います。別途掲示にて案内しますので、確認してください。			
	JASSO支援金	10万円	年 額 (給付)	自然災害発生月の翌月から起算して3カ月を超えない期間	自然災害等により、居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた者
川村育英会		¥20,000	月 額 (給付)	令和2年8月31日	次の事項に該当する者 ①本科 3 年生の者 ②学業優秀で、学費の支弁が困難と認められる者 (※ 本校からの推薦者1名のため複数名の応募があれば選考あり)
(公)住友電工グループ社会貢献基金		¥30,000	月 額 (給付)	令和2年9月16日	次の事項に該当する者 ①学業、人物ともに優れながら経済的理由により援助が必要と認められる学生 ②2020年4月現在、高専5年次に在籍し、当基金が指定する大学の3年時または2年次への編入を希望する学生 ※【国立:16大学】 長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、北海道大学、東北大学、名古屋大学、東京大学、京都大学、大阪大学、九州大学、山形大学、筑波大学、東京工業大学、静岡大学、神戸大学、岡山大学、広島大学、 【私立:5大学】 早稲田大学、東京理科大学、同志社大学、立命館大学、関西大学 ③学校長が推薦する学生 ④2021年4月以降ほかの民間団体の奨学金(給付型)を併用しない学生 ※民間団体が給付する奨学金(貸与型)との併用は可です
奈良県高校生等奨学給付金(国公立)		32,300円 (生活保護受給世帯の高校生等)	年 額 (給付)	・第一次提出期限 令和2年7月22日(水) ・第二次提出期限 令和2年9月25日(金)	次の事項に該当する者 ①保護者等が奈良県に住所を有していること ②保護者等全員の「府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税(0円)」または、生活保護世帯であること ③高校生等が国公立の高校に在学していること(平成26年以降の入学者であること) ④高校生等が高等学校等奨学支援金の支給を受ける資格を有すること ※ 特別支援学校高等部の学生は対象外です。 ※ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設に在所している高校生等は除く)が措置されている場合は対象外です。 ※ 保護者等が海外赴任等で日本に住所を有していない場合は対象外です。
		84,000円 [非課税世帯(第1子)の高校生等]			
		129,700円 [非課税世帯(第2子)の高校生等] ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合			
奈良県高校生等奨学給付金(国公立) ～家計急変世帯対象～		32,300円 (生活保護受給世帯の高校生等)	年 額 (給付)	令和2年7月17日(金)まで (6月30日までに家計急変が発生した場合)	次の事項に該当する者 ①保護者等が奈良県に住所を有していること ②高校生等が国公立の高校に在学していること(平成26年以降の入学者であること) ③高校生等が高等学校等奨学支援金の支給を受ける資格を有すること ④家計が急変し、保護者等が「道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税(0円)である世帯」に相当すると認められる世帯であること
		84,000円 [非課税世帯(第1子)の高校生等で全日制の者]			
		129,700円 [非課税世帯(第2子)の高校生等で全日制の者] ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合			
		32,300円に申請のあった翌月以降(申請が初日だった場合は、申請のあった月)の月数に応じた額			
		84,000円に申請のあった翌月以降(申請が初日だった場合は、申請のあった月)の月数に応じた額			
大阪市奨学費		107,000円以内 (1年生 入学年度に限る)	年 額 (給付)	令和2年7月1日	次の事項に該当する者 ①大阪市内に住民票がある学生 ②市県民非課税世帯に属する者又は児童養護施設入所者、里親に委託されている者 ③学業が優良で、生活の全般を通じて行いの善良な者 ※ 大阪府「奨学のための給付金」の支給要件を満たす場合は、大阪府への申請の有無にかかわらず、府の給付金額を控除した金額が市奨学費の支給上限額になります ※ 府の給付金額が市奨学費を上回る場合は、大阪市奨学費は支給されません ※ 他の給付型の奨学金を受給する場合は、併給調整(支給停止・減額)を行います
		72,000円以内 (2～5年生)			
交通連携奨学資金支給制度(大和郡山市社会福祉協議会)		10,000円 (1～3年生)	月 額 (給付)	随時	保護者が交通事故で亡くなった当時、大和郡山市に住所を有している児児 ※ 奨学金の支給は9月と3月の2回に分けて支給します。 ※ 大和郡山市社会福祉協議会のホームページを確認の上、本校ではなく大和郡山市社会福祉協議会に手続きに必要な書類を直接提出すること
		12,000円 (4年生以上)			

滋賀県公立高等学校等奨学のための給付金	① 令和2年度の入学給付金 ② 令和2年度の入学給付金 ③ 令和2年度の入学給付金	①生活保護世帯 32,300円(早期支給額8,075円)	年額 (給付)	令和2年6月26日(金)まで	令和2年4月1日現在において、次の資格をすべて満たす世帯である保護者等 ①本科 新入生 の者で、高等学校等就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金のいずれかを受ける資格を有する高校生等がいる世帯 ②生活保護(のうち生業扶助)を受給しているか、令和元年度(平成30年分)の道府県民税所得割額および市町村民税所得割が0円(非課税)の世帯(保護者が2名以上いる場合は、その全員が非課税であること。) ③保護者等が滋賀県内に住所を有する世帯 ※ 学生および保護者等が以下に該当するときは、支給対象外となります。 ・高校生等が特別支援学校の学生である ・保護者等が就学期日に日本国内に在住していない ・児童養護施設等に入所または里親が養育している高校生等の保護者等であって、児童福祉法による措置費が支弁されている ・給付金の支給は、高校生等一人につき年1回、通算3回(専攻科は通算2回)を上限とする(学び直し支援金の支給を受けている場合はこの回数にさらに1回加えることができる。) ※ 早期給付は締切が早い場合、ご注意ください その他詳細は、各自で下記URLから滋賀県ホームページを確認すること	
		②非課税世帯(一人目) (区分①を除く) 84,000円(早期支給額21,000円)				
		②非課税世帯(二人目以降) (区分①を除く) 129,700円(早期支給額32,425円)				
	② 年額支給 ③ 7月以降の給付金	①生活保護世帯 32,300円	年額 (給付)	令和2年7月1日～ 7月31日(金)	令和2年7月1日現在において、次の資格をすべて満たす世帯である保護者等 ①本科 第1～第3学年 の者 ②高等学校等修学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金のいずれかを受ける資格を有する高校生等がいる世帯 ③生活保護(のうち生業扶助)を受給しているか、令和2年度(令和元年度)の道府県民税所得割額および市町村民税所得割が0円(非課税)の世帯(保護者が2名以上いる場合は、その全員が非課税であること。) ④保護者等が滋賀県内に住所を有する世帯 ※ 学生および保護者等が以下に該当するときは、支給対象外となります。 ・高校生等が特別支援学校の学生である ・保護者等が就学期日に日本国内に在住していない ・児童養護施設等に入所または里親が養育している高校生等の保護者等であって、児童福祉法による措置費が支弁されている ・給付金の支給は、高校生等一人につき年1回、通算3回(専攻科は通算2回)を上限とする(学び直し支援金の支給を受けている場合はこの回数にさらに1回加えることができる。) その他詳細は、各自で下記URLから滋賀県ホームページを確認すること	
		②非課税世帯(一人目) (区分①を除く) 84,000円				
		②非課税世帯(二人目以降) (区分①を除く) 129,700円				
	③ 家計急変 ④ 世帯の 給付金	①全日制 1人目 6月以前 84,000円	年額 (給付)	令和2年7月1日(水)～ 7月28日(火) (6月以前の家計急変) 令和2年7月1日(水)～随時 (7月以降に滋賀県HPにて 掲載されること) (7月以降の家計急変)	基準日時点において、次の資格をすべて満たす世帯である保護者等 基準日:6月以前の家計急変は令和2年7月1日 :7月以降の家計急変は申請日の翌月(申請日が月初めの場合は申請月)の1日 ①本科 第1～第3学年 の者 ②高等学校等就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金のいずれかを受ける資格を有する高校生等がいる世帯 ③保護者等が滋賀県内に住所を有する世帯 ④家計急変による経済的理由から道府県民税所得割額および市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯(保護者が2名以上いる場合は、その全員が非課税であること。) ※ 支給決定までに家計急変が解消された場合、対象とならないことがあります。 ※ 災害などに起因しない離職(定年退職等)は対象となりません。 ※ 学生および保護者等が以下に該当するときは、支給対象外となります。 ・高校生等が特別支援学校の学生である ・保護者等が就学期日に日本国内に在住していない ・児童養護施設等に入所または里親が養育している高校生等の保護者等であって、児童福祉法による措置費が支弁されている ・給付金の支給は、高校生等一人につき年1回、通算3回(専攻科は通算2回)を上限とする(学び直し支援金の支給を受けている場合はこの回数にさらに1回加えることができる。) その他詳細は、各自で下記URLから滋賀県ホームページを確認すること	
		①全日制 1人目 7月以降 申請した翌月以降の 月数に応じて				
		②全日制 2人目以降 6月以前 129,700円				
		②全日制 2人目以降 7月以降 申請した翌月以降の 月数に応じて				
					URL	https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/nyuushi/svogaku/105625.html

※ 多くの奨学金は4月に募集を行います。
(特別な場合を除き、年度途中は採用を行わない奨学金制度が大半です。)
奨学金の貸与等について考えている学生は、**書類のもらい忘れや提出遅れがないよう**募集の掲示に注意してください。
※ **貸与型**奨学金の貸与終了後は、返還の義務が生じます。
貸与終了後に返還していくお金は、後輩奨学生の奨学金として活用されるため、必ず返還しなければなりません。